

○工学院大学大学院修士課程進学奨励学費減免規程

(平成 15 年 7 月 16 日)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、本学学部の学業・人物ともに優秀な学生に本学大学院工学研究科修士課程への進学を奨励し、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする学費減免措置について定める。

(原資)

第 2 条 この学費減免措置は、当法人が営む収益事業等からの教育活動外収入を原資とする。

第 2 章 修士課程進学者

(学費減免候補者)

第 3 条 学部学生で、優秀かつ他の範となる学費全額減免候補者および学費半額減免候補者を専攻毎に選考し、本学大学院修士課程進学の際の学費減免候補者とする。

2 選考の時期は原則として、本学大学 4 年生進級時の 5 月とする。ただし、一般入試前期日程にて選考する専攻は一般入試前期日程の入試判定会議において行うこととする。

3 学費全額減免候補者となりうる者は出身学科より最大 1 名とする。

4 学費半額減免候補者数は、別表第 1 に掲げる人数を上限とし、各専攻の基準により行う。

5 大学院研究科長は、各専攻の学費減免候補者を選考のうえ、学長に推薦する。

6 学長は、大学院研究科長からの推薦結果に基づき、学費減免候補者を決定のうえ、各専攻を通じて、当該学生に通知する。

7 前項の学費減免候補者が本学大学院修士課程入学試験に合格し、入学した場合、学費を減免する。

(資格の取り消し)

第 4 条 この学費減免候補者が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。この場合、大学院研究科長はその旨を予め学長に報告した後、当該学生に通知する。

(1) 学則に規定する懲戒処分

(2) 退学

(3) 除籍

(4) 休学

(5) 留年

(6) その他、学費減免候補者として相応しくない行為があったとき。

(7) 資格辞退

- 2 前項の規定により学費減免候補者がその資格を失った場合、他の学生への学費減免候補者の繰り上げ付与は行わない。

(給付)

第5条 学費減免候補者が本学大学院修士課程に進学した場合、修士課程の各学納金納入時において学費全額減免候補者は授業料の全額相当額を免除する。学費半額減免対象者は授業料の半額相当額を上限として、学長が当該候補者の選考時に定める額を減免する。

- 2 学費減免措置は修士課程1年時及び2年時とし、2カ年を超えての減免は行わない。
- 3 この学費減免措置を受けた者には、学園が主催する行事に参加するなど、学園に貢献できる人物となれるよう努力することを求める。

(学費減免措置の取り消し)

第6条 この規程により学費を減免された学生が次の各号の一に該当するときは、その措置を取り消す。この場合、大学院研究科長はその旨を予め学長に報告した後、当該学生に通知する。

- (1) 学則に規定する懲戒処分
 - (2) 退学
 - (3) 除籍
 - (4) 留年
 - (5) 1年終了時点で、標準修業年限での修了が不可
 - (6) その他、奨学金受給者として相応しくない行為があった時
 - (7) 資格辞退
- 2 学費減免措置を受けた者がその資格を取り消された場合、他の学生への学費減免資格の繰り上げ付与は行わない。また、遡っての資格付与も行わない。
 - 3 次の場合は、学費減免措置を停止し、停止事由が解除された翌月から学費減免措置を再開する。
 - (1) 休学
 - (2) 留学

第3章 雑則

(雑則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める細則による。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が学部長・部長会議の意見を聴いた後、理事長に提案し、理事長が行う。

(事務)

第9条 選考に関わる事務は、学事部および入学広報部において処理する。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
- 2 第 5 条および第 9 条の改正は、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 12 月 11 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。
- 2 第 2 章の大学院工学研究科修士課程と、第 3 章の大学院博士後期課程の規程を分け、第 11 条に事務を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 6 日から施行し、平成 29 年度入学生から適用する。
- 2 別表第 1 を改正する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。
- 2 別表第 1 を改正する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。
- 2 別表第 1 を改正する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 3 項に「受給者の貢献」を追加する。

別表第 1

修士課程進学にあたっての学費半額減免候補者数

各専攻の定員数	学費減免候補者
10 名	2 名
20 名	3 名
30 名	5 名

4 0 名	6 名
5 0 名	8 名
6 0 名	9 名
7 0 名	1 1 名